

# 令和3年度 俵山小危機管理マニュアル

【職員配付用】



- ・防 災 対 応
- ・防 火 管 理 規 定
- ・防 犯 計 画

長門市立俵山小学校

## ■目次

### I 防災対応

- 1 防災組織・情報伝達
- 2 参集体制
  - (1) 気象災害（大雨・洪水・土砂災害）の場合
  - (2) 地震・津波の場合
- 3 情報収集及び情報伝達（報告）
  - (1) 情報の収集手段
  - (2) 情報の伝達（報告）
- 4 休校等の決定
  - (1) 休校・自宅待機等の決定
  - (2) 下校時刻の繰り上げの決定
- 5 連絡体制
  - (1) 教職員の連絡体制
  - (2) 児童・保護者への連絡体制
- 6 避難指示及び避難誘導
  - (1) 避難指示の基準
  - (2) 避難場所
  - (3) 実験・実習中の対策
  - (4) 負傷者の救護
  - (5) 障害のある児童等への対応
  - (6) 登下校時に地震が発生した場合の対応
- 7 保護者への引渡し確認
  - (1) 下校方法
  - (2) 保護者への対応
  - (3) 帰宅困難児童への対応
- 8 防災教育・防災訓練の実施
  - (1) 防災教育
  - (2) 防災（避難）訓練
- 9 学校施設設備及び通学路の安全確認
  - (1) 学校施設の整備
  - (2) 通学路の危険箇所
- 10 避難所の運営
  - (1) 長門市との連絡体制
  - (2) 避難所開設に係る初動対応
  - (3) 避難場所開設時の学校の体制

### II 防火管理規定

### III 防犯計画

### IV 新たな危機事象への対応

Jアラート発令時の対応

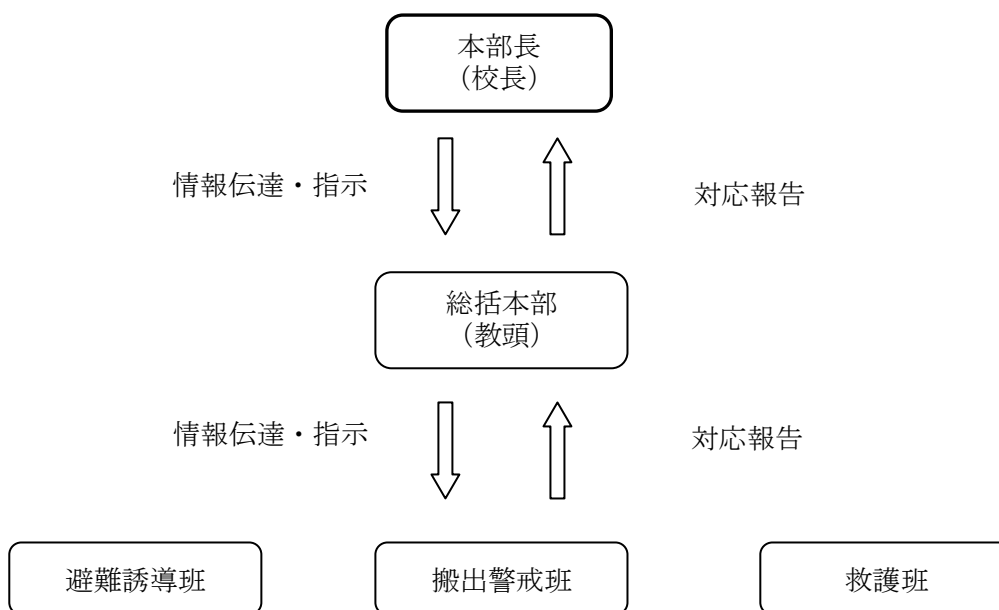
# I 防災対応

## 1 防災組織・情報伝達

【地震・風水害・土砂災害の場合】

職名	組織の役割	主な役割分担
校長	本部長	◆全体の統括 ○全体の指揮・命令
教頭	総括（本部）	◆総括 ○児童・教職員の安否確認 ○保護者への対応（安否・被害情報、登下校連絡） ○地域行政との連絡 ○市教委への報告 ○市教委・報道への連絡・対応
部長	班長	◆校内の対応 ○各班の統括、指示、報告 ○対応の記録、報告書の作成
◆避難誘導班	学級担任	○生徒の安全確保、安否確認、避難誘導 ○総括本部への報告
◆搬出警戒班	男性教職員 庶務部	○初期消火活動（火災が発生した場合） ○校内の被害状況確認 ○2次避難場所及び避難経路の確保 ○必要に応じて校内の警備
◆救護班	養護教諭	○負傷者の応急処置 ○医療機関への搬送（119番通報） ○負傷者の状況を総括本部へ報告

【情報伝達フロー】



## 2 参集体制

校長は、気象災害及び地震等の災害発生時における教職員の参集について、場合ごとに参集する教職員をあらかじめ指定し、必要に応じて参集させるものとする。（※但し、教職員自身が被災している場合や、出勤経路が寸断されている場合を除く）

### (1) 気象災害（大雨・台風・土砂災害）の場合

学校において被害が想定される場合、又は、市教委等外部から被害について連絡があった場合で、校長が必要と認めるとき。

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 長門市に洪水警報が発令された場合</li> <li>◆ 台風の接近が予測される場合</li> <li>◆ 土砂災害警戒情報が発令された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長</li> <li>・ 教頭</li> <li>・ 教務主任</li> <li>・ 生徒指導主任</li> </ul> </li> <li>※校長が指定する参集要員（交通路が確保された近い者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害予防対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>自治体からの避難情報</li> <li>大雨警報の危険度分布</li> <li>洪水警報の危険度分布</li> <li>土砂災害警戒判定メッシュ</li> <li>・ 休校等の措置確認</li> <li>・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認</li> <li>・ 施設設備の点検</li> <li>・ 被害状況の確認</li> <li>（校区内・通学路）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の参集職員へ校内連絡</li> </ul> </li> <li>◆ 夜間・休日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網による</li> </ul> </li> </ul>

※大雪による被害想定の場合も上記に準ずる。

### (2) 地震・津波の場合

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆ 気象庁より震度5弱以上が発表された場合	◆ 平日 ・ 出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害予防対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休校等の措置</li> <li>・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認</li> <li>・ 施設設備の点検</li> <li>・ 被害状況の確認</li> <li>・ 津波情報の確認・対応</li> </ul> </li> </ul>	◆ 平日 ・ 左記の参集職員への校内連絡
	◆ 夜間・休日 指定職員 ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主任 ※校長が指定する参集要員		◆ 夜間・休日 ・ 緊急連絡網による
◆ 気象庁より震度6弱以上が発表された場合	◆ 平日・休日・夜間  ・ 全教職員参集（常勤者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害予防対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休校等の措置</li> <li>・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認</li> <li>・ 施設設備の点検</li> <li>・ 被害状況の確認</li> <li>・ 津波情報の確認・対応</li> </ul> </li> </ul>	◆ 平日・休日・夜間 ・ 緊急連絡網による

### 3 情報収集及び情報伝達（報告）

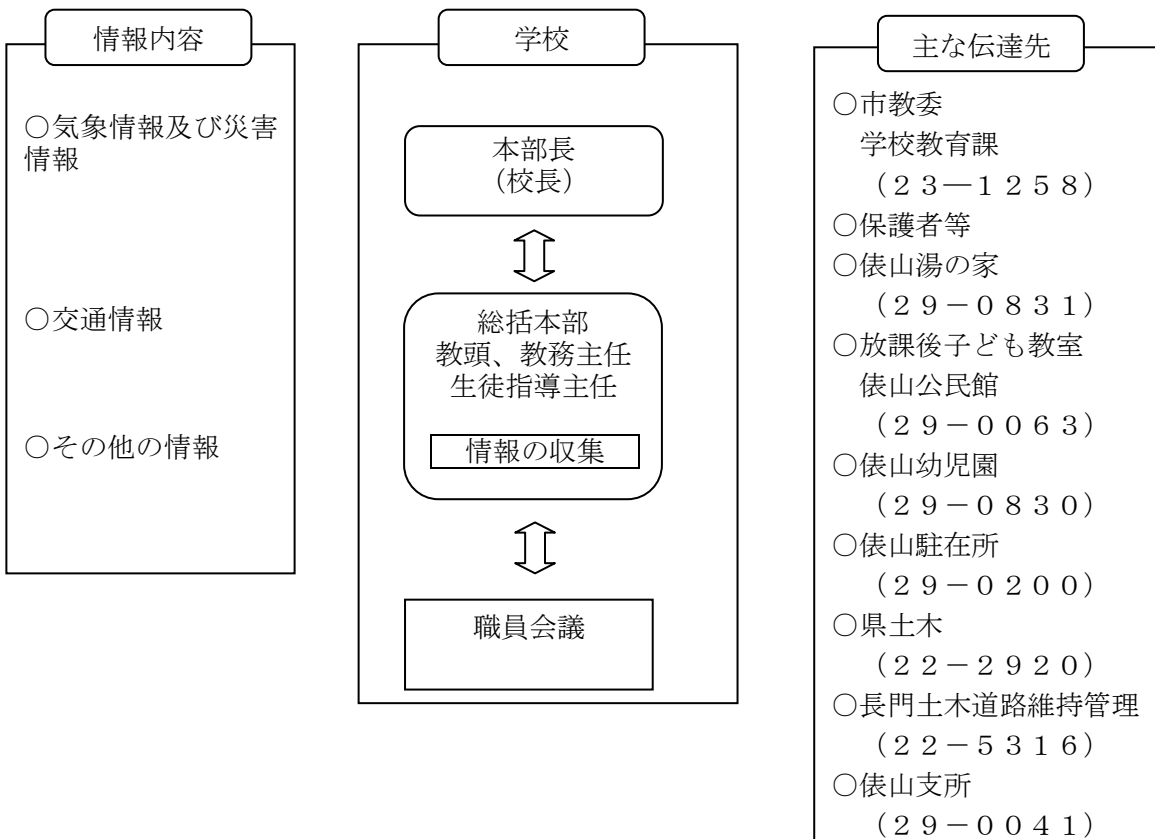
気象情報により災害が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記的手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜校内の児童・教職員へ周知する。

なお、情報（状況）によっては市教委及び保護者等へも周知する。

#### （1）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
インターネット	◆下関地方気象台	○気象台ホームページ 気象情報（台風情報）、注意報・警報、土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	◆山口県	○山口県緊急災害情報 雨量情報、水位情報、ダム情報、潮位情報 洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム ○山口県道路情報 道路情報
	◆長門市	○長門市防災メール
携帯電話（メール）	◆山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、津波注意報、山口県が計測する雨量・水位情報
その他	◆防災ラジオ	○ラジオ放送

#### （2）情報の伝達（報告）



#### 4 休校・自宅待機（登校時刻の繰り下げ・下校時刻の繰り上げ）の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機及び下校時刻の繰り上げ等の措置を決定する。また、措置をとった場合は、速やかに市教委へ報告する。

##### (1) 休校・自宅待機等の決定

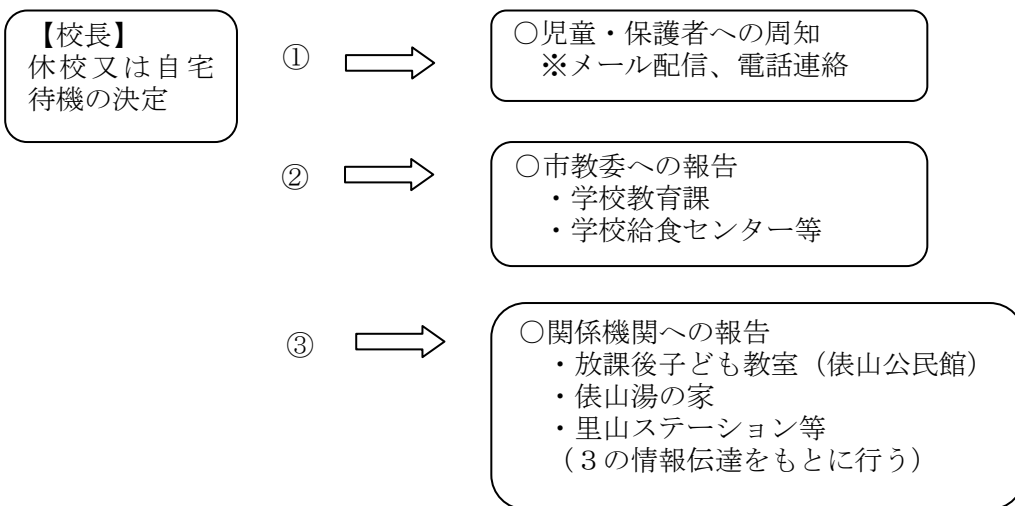
###### ●休校又は自宅待機とする場合

気象情報や地震により休校又は自宅待機を決定した場合は、緊急連絡方法（マチコミメール、電話）で、児童及び保護者へ周知するとともに、市教委へ報告する。

自宅待機とした場合で、登校時刻の繰り下げを決定した場合は、緊急連絡方法で児童及び保護者へ周知する。

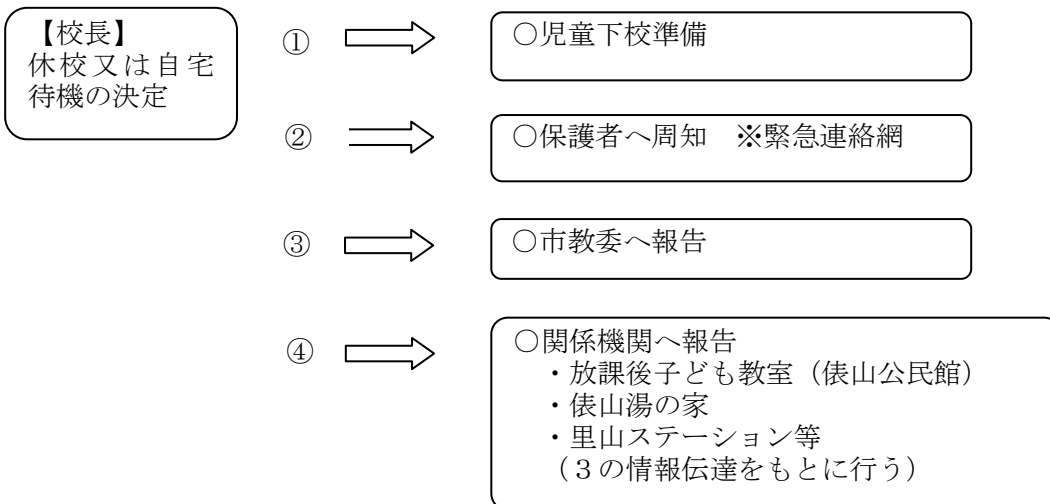
※児童の登校出発時刻までに連絡する。

悪天候が予想される場合は、安全確保のための学校と保護者の対応について、事前に保護者に文書で知らせる。



##### (2) 下校時刻繰り上げの決定

気象情報や地震により下校時刻を繰り上げる場合は、緊急連絡網で保護者へ周知するとともに、市教委へ報告する。



## 6 避難指示及び避難誘導（登下校時の避難指示）

校長（又はそれに代わる者）は、地震発生や気象庁の発表する気象情報（大雨・洪水・土砂災害）から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認めるときは、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を優先し、下表に掲げる1次避難場所へ安全に避難させる。

なお、決められた避難場所・経路が2次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。

### （1）避難指示の基準

ア 緊急地震速報が鳴ったとき、気象庁からの発表により震度4以上の地震が起こったとき、または地震による津波到来の危険があるとき。（※俵山は津波の危険性がない。標高120m）

イ 河川の氾濫や土砂災害の危険性により、避難が必要なとき。

ウ その他、校長が必要と認めるとき（強い揺れを感じたとき 等）

### （2）避難場所

	1次避難場所	2次避難場所
平日の場合 （授業中）	運動場中央 ・校内放送のあと担任による避難	小学校体育館 ・児童の健康状態を再確認する。
平日の場合 （休み時間、 放課後）	運動場中央 ・校内放送による児童の自主避難 ・教師の校舎内の確認	※津波の危険性はないため、設定しない が、平地にいるときは、30m以上の高台 へ避難することを指導する。

### （3）実験・実習中の対策

火や薬品を使用する実験を行っている際に災害が発生した場合は、火元及び薬品の確認を行い、2次災害が発生することのないように留意する。

また、実験を行う際に事前に災害発生における対応について児童へ周知する。

### （4）負傷者等の救護

負傷した児童及び教職員がいる場合は応急手当を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

### （5）障害のある児童等への対応

障害や負傷により、自力で避難できない児童がいる場合は、予めその状況を把握し、避難誘導時に支障のないようにすること。（車いす・ストレッチャー）

### （6）登下校時に地震が発生した場合の対応

校長は、児童の登下校時間に地震（おおむね震度5弱以上）が発生した場合は、次のとおり対応するとともに、被害者等がある場合は市教委へ報告する。

（地震発生・・・平日午前7時から午後5時までに地震が発生した場合）

#### ア 登校時

登校してくる児童及び教職員について体育館へ招集し、被害の有無、健康状態の確認及び下校対応の確認を行う。また、登校しない児童については個別に連絡し、被害の有無を確認する。

#### イ 下校時

児童への連絡（電話）により在宅確認を行い、安否確認及び被害状況の有無を確認する。

## 7 保護者への引き渡し確認

校長は、気象情報及び地震による被害の状況に応じて、引き渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講ずる。

有事に備え、保護者引き渡しマニュアル（別紙1，2）を作成し保護者へ引き渡しについて方法、留意点等について周知する。

### （1）下校方法

災害発生時の下校法の留意点については、事前にその対応を明確にするとともに、保護者に対してもその内容を周知徹底する。

### （2）保護者への引渡し

児童を保護者（またはそれに代わる者）に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したときは、引き渡し確認一覧表（別紙3）に記録する。

### （3）帰宅困難児童への対応

災害等により一時的に帰宅が困難な児童は、学校施設の安全な場所で待機させ、その状況を保護者に周知する。

帰宅可能となったと判断されたときは、保護者に連絡の上、上記（2）の手続により保護者に引き渡しを行う。